

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業領域が広汎にわたり、また様々な利害関係者との利害調整を経て成立しているものが多く存在します。また、当社の基幹事業であるマーケティングの活動は、当社の中立性に根ざしております。

こうした中、当社はコーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、多様な利害関係者との利害調整を円滑に進め、業務執行の健全性を担保することが不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 弦	1,146,600	46.93
テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合	236,800	9.69
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	138,500	5.76
株式会社サイバーエージェント	135,900	5.56
電通デジタル投資事業有限責任組合	49,600	2.03
TBSイノベーション・パートナーズ1号投資事業組合	44,700	1.83
MSIP CLIENT SECURITIES	41,000	1.68
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカун ト ジェイビーアールデイ アイエス ジー エフイーーエイシー	34,200	1.40
野村證券株式会社	28,900	1.18
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN	23,000	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明更新

・【大株主の状況】は、平成29年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

・平成30年2月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合が平成30年2月13日現在で株券等保有割合が1%以上減少した旨が記載されているものの、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合(178,900株、7.31%)

・平成30年3月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合が平成30年2月22日現在で株券等保有割合が1%以上減少した旨が記載されているものの、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合(93,900株、3.84%)

・平成30年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成30年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の

状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
[氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)]
レオス・キャピタルワークス株式会社(171,100株、6.99%)

・平成30年3月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成30年3月5日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。
[氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)]
レオス・キャピタルワークス株式会社(265,000株、10.83%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎 裕一	他の会社の出身者								○			
占部 伸一郎	他の会社の出身者											
小柳 肇	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎 裕一		川崎裕一氏はスマートニュース株式会社の執行役員であります。スマートニュース株式会社に対して当社は広告媒体の仕入を行っておりますが、取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な関係はありません。	事業会社における豊富な知識と経験を有しており、当社にとって有益な助言をいただくため、当社より社外取締役の就任を要請したものです。
占部 伸一郎	○	—	経営コンサルタントとしての豊富な知識と経験を有しており、当社にとって有益な助言をいただくため、当社より社外取締役の就任を要請したものです。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。

小柳 肇	小柳肇氏は株式会社電通の従業員であります。株式会社電通の子会社であるサイバー・コミュニケーションズは当社の普通株式を138,500株保有しております。また、株式会社サイバー・コミュニケーションズに対して当社は広告媒体の売上及び同社から当社は広告媒体の仕入を行っておりますが、取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な関係はありません。	事業会社における豊富な知識と経験を有しており、当社にとって有益な助言をいただくため、当社より社外取締役の就任を要請したものです。
------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 琴江	公認会計士													
山田 啓之	税理士													
河本 茂行	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

山田 琴江	○	—	公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、コーポレート・ガバナンスの強化のため、当社より常勤監査役の就任を要請したものであります。 また、社外監査役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。
山田 啓之	○	—	税理士としての実務経験及び多くの事業会社の監査役または取締役として豊富な知識と経験を有しており、当社にとって有益な助言をいただくため、当社より社外監査役の就任を要請したものです。 また、社外監査役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。
河本 茂行	○	—	弁護士としての実務経験及び多くの事業会社の監査役または取締役として豊富な知識と経験を有しており、当社にとって有益な助言をいただくため、当社より社外取締役の就任を要請したものです。 また、社外監査役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績並びに企業価値の向上に対する意欲を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役及び従業員が、経営および業績向上への参画意識を高め企業価値に関与していくことを目的として付与対象者を決定しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営管理部が行っており、必要に応じ資料の提供や事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分並びに重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役7名(社外取締役3名)で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた際に臨時取締役会を都度開催しております。

また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役3名)で構成しており、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

会計監査人

会計監査人は、新日本有限責任監査法人の業務執行社員2名及び監査業務に係る補助者7名で構成されており、金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する協議・諮問機関として設置しております。出席メンバーは常勤取締役及び執行役員、その他代表取締役が必要と認めた者で構成され、毎月1回以上開催して経営に関する重要事項の協議等を行っております。

リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るためコンプライアンス規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備・運用状況について積極的に協議を行い、具体的な対応を検討・指示しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役3名、社外監査役3名を選任し、常勤の取締役及び監査役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。社外取締役及び社外監査役の実務経験と税理士や弁護士としての実務経験に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることで取締役会の機能を高めるとともに、業務執行については経営会議の権限とすることで経営及び執行の質とスピードの向上を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、他社の集中日を避けるとともに、株主が出席しやすい場所(ホテル等)を確保してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	将来は、外国人投資家向けに招集通知の英文化を検討していきたいと考えております。
その他	会社役員に関する事項及び選任議案において、当社と社外役員との利害関係の有無、社外役員の独立性に関する基準等の情報を記載する予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、個人投資家向け説明会や機関投資家への訪問を実施し、株主、投資家の皆様と直接的なコミュニケーションを充実させることを計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、個人投資家向け説明会や機関投資家への訪問を実施し、株主、投資家の皆様と直接的なコミュニケーションを充実させることを計画しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、IR活動やIR資料などの当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は経営管理部を担当部署として行います。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督します。
- (b) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行します。
- (c) 取締役会は、実行性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定およびコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定します。
- (d) 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を選任します。
- (e) 取締役の業務執行が法令、定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施します。
- (f) 経営管理部は内部監査を計画し、各事業グループの業務を監査し、代表取締役に報告します。経営管理部が監査対象の場合は、経営管理部以外の部門が客観的に内部監査業務を行うこととします。
- (g) 取締役、使用人は法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為を発見した場合には、「内部通報規程」に基づき速やかに報告することとします。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定め、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
- (b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行っております。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告が実施されております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
- (b) 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。

e. 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。

f. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

g. 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- (b) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。
- (b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

i. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないものとしております。
- (b) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

j. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。

- (a) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
- (b) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。

k. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。

- (a) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
- (b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b) 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する総括責任者として、取締役CFO川崎隆史を選任しております。

また、反社会的勢力排除の体制構築及び反社会的勢力による不当要求への対応について、「反社会的勢力対策規程」を制定しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(イ). 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先について、インターネット検索、日経テレコンによる情報検索等により審査した後、経営管理部が反社会的勢力の該当性を判断しております。

また、取引の開始時には、各種契約書等で、反社会的勢力に該当しないことを明記することとしております。

(ロ). 既存取引先等について

既存取引先等に対しては、通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、定期的に調査・確認を実施する方針であります。

(ハ). 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社経営管理部を窓口として、警察の他、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を行う方針であります。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社経営管理部において、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

(f) 研修活動の実施状況

当社経営管理部は、今後役員及び全従業員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化に努めます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



